福島第二原子力発電所1~4号機の保全計画の変更届出について

平成 24年3月16日東京電力株式会社福島第二原子力発電所

当所は、電気事業法にもとづく「保安規程*1 電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)」の保全計画を策定し、本日、経済産業省へ同計画の変更届出を行いましたので、お知らせいたします。

具体的には、当所1~4号機は、東北地方太平洋沖地震以降、プラントが停止状態にあることから、原子炉の冷温停止を安定的に維持するために必要となる系統・機器について、「特別な保全計画*2(長期保管計画)」を策定したものです。

今後、本計画にもとづき、プラントの冷温停止維持に係わる設備等の保全活動を 実施し、信頼性の維持・向上に努めてまいります。

以上

<添付資料>

・福島第二原子力発電所1~4号機の保全計画変更の概要

* 1 保安規程

事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安について、電気事業法第42条にもとづき、 事業者自らが基本的な事項を定めて、国に届け出ているもの。

保安規程は、事業用電気工作物の種類ごと [電気事業用電気工作物(原子力発電工作物を除く)] と [電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)] に定めている。

また、保全計画は平成21年4月1日以降に定期検査を開始するプラント毎に、順次、保安規程 「電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)」の別紙として定めることとしている。

*2 特別な保全計画

地震や長期点検等のために当初計画を超え長期停止となった場合、設備全般に対する長期保管対策や比較的広範な機器に対し追加的な点検等を実施するような場合などに、特別な保全計画の策定が必要となる。

福島第二原子力発電所1~4号機の保全計画変更の概要

1. 保全計画の変更届出について

福島第二原子力発電所1~4号機は、平成23年東北地方太平洋沖地震以降、プラントが停止状 態にあることから、原子炉の冷温停止を安定的に維持するために必要となる系統・機器の特別な保 全計画(長期保管計画)等を策定し、平成24年3月16日、経済産業省原子力安全・保安院へ保 全計画の変更の届出を行った。

2. 特別な保全計画(長期保管計画)の基本的な考え方

原子炉の冷温停止を安定的に維持するために、運転あるいは機能維持が要求される系統・機器に ついては、従来の点検計画に準じた保全を講ずるものの、通常運転中の系統構成ではないため、そ れぞれの系統・機器の運転状況を考慮した保全を実施していく。なお、冷温停止維持および発電所 維持運営に必要ない設備については、現況維持や水抜き等の措置を実施していく。

- (1) 機能維持の対象とする設備
 - ・「緊急事態応急対策の実施状況に係る報告」における「冷温停止の維持に必要な設備」および保 安規定遵守に係わる設備。(冷温停止維持設備)
 - ・上記以外で発電所維持運営に必要となる設備。(発電所維持運営設備)
- (2) 機能維持のために実施する事項
 - ・設備が健全であることを確認するため、異常検知が可能な状態監視方法(状態監視技術、定例 試験(自主保安試験)、巡視点検等)を適用。
 - ・待機状態の健全性を確認するための自主保安試験を実施するほか、機能維持のための分解点検 や開放点検など必要に応じて点検を実施。

3. 保全計画(特別な保全計画)の変更ポイント [記載例:1号機]

福島第二原子力発電所 第1号機 保全計画(第21保全サイクル)

Ⅱ 第21保全サイクル保全計画の

始期及び適用期間

- 1 保全活動管理指標
- Ⅲ 保全計画
- 1. 点検計画
- 2. 定期事業者検査の判定方法
- . 補修、取替え及び改造計画
- 4. 特別な保全計画
- 5. 定期検査時の安全管理
- 6. 保全に関する実施体制

添付資料

添付資料-1 保全活動管理指標

添付資料-2 点検計画

添付資料-3 定期検査時の安全

| 管理の計画 _ _ _

添付資料-4 特別な保全計画

長期保管計画

参考資料

参考資料-1 点検計画

参考資料-2 補修、取替え及び

改造計画 (概要図)

参考資料-3 保全に関する実施体制

Ι 保全計画の始期及び適用期間

・適用期間については、プラントが停止中で あるため、特別な保全計画の記載を追加

Ⅲ3. 補修、取替え及び改造計画

・「1号機残留熱除去冷却水ポンプ(D)及び 非常用補機冷却水ポンプ(B)仮設原動機 設置工事」(届出工事)を追加 (2~4号機はなし)

Ⅲ4. 特別な保全計画

・原子炉の冷温停止を安定的に維持するために 必要となる長期保管対策策定の記載を追記

添付資料-4

・原子炉の冷温停止を安定的に維持するために 必要となる長期保管計画を添付